

埋立承認取消しについて審査請求が行われたことに係る知事コメント

本日、沖縄防衛局長が国土交通大臣に対して審査請求を行った旨の報告を受けました。

取消通知書を受け取った日の翌日に審査請求を行うことは、新基地建設ありきの政府の強硬姿勢を端的に示すもので誠に残念であります。

行政不服審査法は、国や地方公共団体の処分等から国民の権利利益の迅速な救済を図ることを目的としております。国の一行政機関である沖縄防衛局が、自らを国民と同じ「私人」と主張して審査請求を行うことは、同法の趣旨にもとる行為であり、国民の理解を得られないと思います。

また、「辺野古が唯一」という政府の方針が明確にされている中で、同じ内閣の一員である国土交通大臣に、本件について審査請求を行うことは不当という他ありません。いずれにしても、行政不服審査法の運用上悪しき前例になるものと考えております。

県としましては、埋立承認取消しが法的に正当であることをしかるべき場で主張させていただくとともに、県民及び国民の皆さまに私どもの考え方を引き続き訴えて参ります。

今後も、辺野古に新基地は造らせないという公約の実現に向け、全力で取り組む考えであります。

平成 27 年 10 月 14 日

沖縄県知事 翁長 雄志